

○文部科学省告示第二十七号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年二月二十七日

文部科学大臣 下村 博文

ロレンツォ・デ・ロレンツイ	受胎告知	指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称
同右	平成二十七年二月 二十七日	指定をした日
同右	平成二十七年三月 一日から同年七月 十五日まで	指定の有効期間
同右	株式会社東急文化村 代表取締役副会長兼社長執行役員シア ターオーブ事業部担当 西村 友伸 東京都渋谷区道玄坂二―二十四―一 株式会社毎日新聞社 執行役員事業本部長 広田 勝己 東京都千代田区一ツ橋一―一― 日本放送協会視聴者総局 事業センター長 小野 昭一 東京都渋谷区神南二―二―一 株式会社NHKプロモーション 取締役 畠山 経彦 東京都渋谷区神山町五―五 NRビル	指定美術品等を公開しようとする者の 氏名又は名称及び住所並びに法人にあ っては、その代表者の氏名
同右	Bunkamura ザ・ミュージアム 東京都渋谷区道玄坂二―二十四―一 平成二十七年三月二十一日から同年六月二 十八日まで	指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間